



日・セルビア租税条約



背景

- 質の高い労働力を有し、さらには将来的なEU加盟を見越して、EUへの製品供給先として投資先の潜在性あり。
- EUに加え、トルコ、ロシア等とFTAを締結しており、国外の大規模市場へのアクセスが容易。
- 近年外国投資を積極的に受け入れており、製造業を中心とした日系企業の進出も進展する等、両国の経済関係が緊密化。

主な内容

◆ 二重課税の除去のため、投資先の国(源泉地国)が課税できる所得の範囲・限度税率等を確定

(1) 企業の事業活動による利得(事業利得) 【第7条】

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。

(2) 配当・利子・使用料に対する源泉地国での課税を制限 【第10条～第12条】

	配当	利子	使用料
限度税率等	5% (親子会社間) 10% (その他)	免税 (政府受取等) 10% (その他)	5% (著作権) 10% (その他)

(3) 条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続 【第25条】

◆ 脱税・租税回避行為を防止するための規定を整備

(1) 脱税等の防止のための税務当局間での情報交換に関し、国際標準に即した規定を導入 【第26条】

(2) 条約の特典の濫用を防止するための規定を導入 【第28条】

早期締結の必要性

- 早期に租税条約を締結し、課税範囲や限度税率についての法的安定性や予見可能性を高めることで両国間の投資・経済交流を促進するとともに、脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要がある。



- 人口:
696万人(2019年)
- 一人当たりGDP:
7,402米ドル(2019年)
- 在留邦人:
179人(2019年)
- 進出日系企業:
24社(2019年)
- 進出分野:
製造業、販売業、IT等

(参考)

- セルビアは、日本を除くG7諸国、中国、韓国、インド等約60か国・地域との間で租税条約が発効済み。
- 2019年10月にブルナビッチ首相が訪日(即位礼正殿の儀参列)。2018年1月に安倍総理(当時)が、2019年8月に河野外務大臣(当時)が訪問。
- 2020年7月に署名(於: ベオグラード)。